

財 第 1 号
平成 27 年 4 月 1 日

関係部局長
教育委員会教育長
警察本部長
病院局長 } 殿

総務部長

平成 27 年度予算執行方針について（通知）

平成 27 年度予算については、下記事項に留意のうえ、効率的・効果的な執行を確保してください。

記

平成27年度当初予算は、人件費、社会保障関係費等の義務的経費や継続事業を中心とした骨格予算としており、政策予算等の新規事業については、今後肉付予算で編成することとしている。

骨格予算ではあるが、子ども・子育て支援、高齢者福祉、防災・減災対策及び教育関係費など、喫緊の政策課題や年度当初から実施を要する経費については、新規事業を含めて当初予算で計上している。また、公共事業費をはじめとする投資的経費については、景気雇用配慮し、上半期の執行に支障のないよう措置した。

加えて、26年度3月補正予算では、国の交付金を活用し、地方創生や県内消費の喚起に向けた事業を前倒して措置し、早期執行に取り組んでいるところである。

他方、16年度から取り組んできた行財政改革等が奏功し、大分県行財政高度化指針の最終年度となる27年度末の財政調整用基金残高は、目標額を上回る見込みとなるとともに、県債残高についても、減少傾向を維持するなど、財政基盤は漸く整いつつある。

しかしながら、国は基礎的財政収支の黒字化を目指し、財政健全化のための新たな計画を策定することとしており、地方交付税など一般財源総額が確保されるのか懸念される。

こうした状況を踏まえ、予算の執行にあたっては、弛まず行革実践力を発揮しつつ、県民ニーズに即した効果的な事業執行に努めることとする。

I 全般的事項

- 1 当初予算で計上した新規事業については、その意義を踏まえたうえで、事業目的が早期に達成されるよう執行すること。
- 2 まち・ひと・しごと創生事業及び地域消費喚起事業については、早期執行はもちろんのこと、進捗管理を徹底し、効果的な執行を図ること。
- 3 予算執行にあたり、状況変化等により不用となった予算については、3月補正予算において減額すること。
また、年度末における事業実施や行事の開催、旅行、備品・消耗品の購入等が集中することのないよう、計画的な執行に努めること。

Ⅱ 歳入に関する事項

1 県 税

税収の確保に向けて、滞納整理の早期着手と厳正な滞納処分により徴収を強化するとともに、特に個人県民税については、市町村への職員派遣や地方税徴収強化対策連絡会議による連携強化を図り、徴収率向上に努めること。

2 地方交付税

普通交付税について、本県財政需要の実態と算定額の乖離の状況・原因を分析し、対策を講ずること。

3 使用料及び手数料

新設、改定又は廃止された項目については、納入者等に周知するとともに、収入未済や過誤納が生じないように努めること。

4 国庫支出金

地方創生交付金や公共事業費の動向など、関係省庁からの情報収集に努めるとともに、国庫補助事業等の積極的な活用を図ること。併せて、本県ニーズに即した補助制度の創設や弾力的運用などに関し、国に要望・提案すること。

また、前金払いや概算払いの制度を最大限活用し、事業の進捗に応じた資金の確保に努めること。

5 県 債

県債充当事業の内容変更や事業費の増減等に留意し、適正な活用に努めること。

また、地方債の充当率や交付税措置など制度改正の動向に留意し、有利な地方債の活用を図ること。

Ⅲ 歳出に関する事項

1 政策予算

(1) 公共事業

景気雇用配慮し、当初予算では継続事業を中心に前年度予算額の70%を計上しているところであり、切れ目のない事業執行に努める

こと。また、繰越事業については減少しつつあるものの、投資的経費に占める割合は依然として高いことから、現年事業分とあわせ進捗管理に万全を期すこと。

(2) 一般国庫補助事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

なお、各省庁との折衝を通じて、増額補正や新規受入れ等の必要が生じた場合には、その事業内容や効果等について十分検討するとともに、あらかじめ財政課と協議すること。

(3) 単独建設事業

事業の執行については、公共事業と同様に適切に対応すること。

また、入札残等については、不用額として3月補正で減額すること。

(4) 貸付金

制度の趣旨を周知徹底し、その活用を図るとともに、融資対象事業の内容に応じ適期にこれを執行すること。

また、資金の預託に際しては、資金収支に及ぼす影響が大きいため、融資残あるいは資金の利用状況等を十分精査のうえ効率的な執行に努めること。

なお、経済金融情勢の変動等に伴う金利や金融機関等の動向に留意すること。

2 部局枠予算、管理予算

年間を見通した執行計画を立てたうえで、効率的に執行するとともに、支出の必要性を常に精査しながらその節減に努めること。

なお、社会保障関係費については、予算に占める割合が年々増加しており、財政運営に及ぼす影響が大きいため、制度改正等の影響にも十分留意のうえ、所要額の的確な把握とともに計画的な執行に努めること。

3 その他の留意事項

(1) 補助金等については、支出目的が達成されるよう適切に執行すること。また、交付時期等に留意し、交付先等で資金が滞留することのないようにすること。

(2) 国庫補助事業、受託事業については、財源の収入時期を的確に把握し、県費の長期または多額の立替えが起きないように留意すること。

(3) 未利用財産の売却等の準備や手続については、新県有財産利活用推進計画に基づき県有財産経営室で一元的に執行することから、情報の共有化を進め、県有財産の積極的な利活用を図ること。

- (4) 使用料や貸付金等に係る未収債権については、大分県債権管理マニュアルにより滞納整理を強化するなど、その縮減に努めること。
- (5) 創意工夫による物件費の節減等について、各部局の翌年度当初予算の政策予算要求枠に上乘せする予定であり、その詳細については、別途通知する。
- (6) 制度改正、国庫補助単価改正の事由等により、所要額や財源等に変更が生じる場合は、あらかじめ財政課と協議すること。
- (7) 指定管理者制度により管理運営を行う施設については、必要なサービス水準や安全性の確保等を図るため、指定管理者任せにすることなく、県自ら施設の設置者として、常にその管理運営や委託事業の状況を把握するとともに、適切な措置を講ずること。
- (8) 県立大学法人に対する運営費交付金については、中期計画における予算・収支計画の執行管理を行うとともに、人件費等の所要額を的確に把握すること。

IV 予算配当等

予算の配当については、事業の執行計画や財源確保の見通し等に十分配意のうえ、原則として年2回行うものとするが、今後の情勢の変化等によっては特別な措置を講ずることもあり得るので留意すること。

また、予算の令達にあたっては、年間執行計画を作成し、地方機関等に対して早期に配分見込額を示すとともに、予算執行時期に配慮しながら、適時適切に行うこと。

なお、配当申請は、原則として各部の主管課でとりまとめて行うこと。

V 特別会計に関する事項

一般会計に関する事項を参考にして執行すること。

VI 公社等外郭団体に関する事項

公社等外郭団体については、その経営状況が県の行財政運営にも大きな影響を及ぼすことから、「公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、適正な事業運営が行われるよう指導監督すること。

また、各団体毎に策定した見直し方針に沿って進捗状況を管理し、団体の統廃合をはじめ、出資金の引き上げ、財政支援の廃止・縮小を進めること。